

平成 27 年第 4 回小城市議会定例会提案理由

(平成 27 年 11 月 30 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 27 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 81 号 平成 27 年度小城市一般会計補正予算（第 4 号）でございますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 811 万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 207 億 8,499 万 9 千円といたすものでございます。

補正の内容は、歳出 第 6 款 農林水産業費につきまして、ポンプ設備補修工事費を計上するものでございます。

今回補修工事を要しますのは、小城町三里地区の小島にございます橋内排水機場の 2 号ポンプであります。

排水機場のポンプの補修工事は、入札の準備から工事完了まで約 4 箇月の期間を有することから早急にポンプの補修工事に取り掛かるための経費を計上いたしております。

次に、議案第 82 号 小城市長の専決処分事項の指定に関する条例でございますが、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、訴えの提起、和解及び調停に関すること並びに法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関することについて市長の専決処分事項を定めるものでございます。

次に、議案第 83 号 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「番号法」）の施行に伴い、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第 84 号 小城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員法が改正されることに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理を追加

し、勤務評定を削除するものでございます。

次に、議案第 85 号 小城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小城市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員法が改正されることに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、人事評価の導入により、地方公務員法の条項が変更されるため、条例中の引用する条項を変更するものでございます。

次に、議案第 86 号 小城市男女共同参画審議会条例でございますが、小城市男女共同参画審議会の設置に伴い、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために審議会を設置するものでございます。

次に、議案第 87 号 小城市地域公共交通会議条例でございますが、道路運送法の規定に基づく小城市地域公共交通会議の設置に伴い、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便

性を向上させるため、地域公共交通会議を設置するものでございます。

次に、議案第 88 号 小城市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例でございますが、消費者安全法が改正されることに伴い、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたる消費生活センターをより円滑に運営するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 89 号 小城市税条例等の一部を改正する条例でございますが、地方税法等が改正されることに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されることなどにより、本市においても同様の措置を講ずることとするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 90 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法等が改正されることに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、「番号法」の施行に伴い、個人番号に係る規定を整備するものでございます。

次に、議案第 91 号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、厚生労働省令の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、家庭的保育事業等を実施する保育所における保育士等の算定について、当分の間、保健師又は看護師に加え、准看護師についても、1 人に限って保育士とみなすことができるというものでございます。

次に、議案第 92 号 小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、放課後児童健全育成事業の推進に伴い、対象学年の基準を見直すために条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、支援の基準を小学校 1 年生から小学校 3 年生までを小学生全体に拡大するものでございます。

次に、議案第 93 号 小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例でございますが、事業に係る財源の確保と受益者負担の適正化を図るために、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、午後 6 時以降の利用者

と土曜日の利用者に対し、新たに利用料金をお願いするものと、長期休暇等の一時利用料金を見直すものがございます。

次に、議案第 94 号 小城市牛津赤れんが館条例の一部を改正する条例でございますが、小城市牛津赤れんが館への指定管理者制度の導入等に伴い、条例を改正するものがございます。

改正の内容でございますが、小城市牛津赤れんが館の利用促進を目的として指定管理を可能にする条文を加えるとともに休館日の変更、営業その他営利を目的とする利用範囲、対象者の拡大などの改正を行うものがございます。

次に、議案第 95 号 小城市牛津会館条例の一部を改正する条例でございますが、小城市牛津会館への指定管理者制度の導入等に伴い、条例を改正するものがございます。

改正の内容でございますが、小城市牛津会館の利用促進を目的として指定管理を可能にする条文を加えるとともに休館日の変更、営業その他営利を目的とする利用範囲、対象者の拡大などの改正を行うものがございます。

次に、議案第 96 号 小城市勤労者福祉会館条例を廃

止する条例でございますが、小城市勤労者福祉会館の廃止に伴い、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 97 号 小城市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例でございますが、支給対象基準及び支給金額の見直しに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、支給対象者を年度内に支給対象年齢に達する者に変更し、さらに 100 歳以上については 100 歳に達する者に 5 万円の節目支給と変更するものでございます。

次に、議案第 98 号 小城市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、管理不良な状態にある空き地に対する市民等からの情報提供及び所有者を特定するための調査等により、空き地の適正管理を行うための改正でございます。

次に、議案第 99 号 小城市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、同法に規定するもののほか、市民等の安全で安心な暮らしの実現及び良好な生活環境を保全し、もって活力あるまちづくりを推進するために必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第 100 号 小城市下水道条例の一部を改正する条例でございますが、下水道法施行令の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、トリクロロエチレンの排水基準を変更するものでございます。

次に、議案第 101 号 小城市営住宅条例の一部を改正する条例でございますが、市営牛津団地建替に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、新たに建替を行っている牛津団地の名称及び位置を追加するものでございます。

続きまして議案第 102 号から議案第 105 号までについては、指定管理者の指定についてでございます。

まず、議案第 102 号 小城市生きがいデイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございますが、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間、社会福祉法人慈恵会を指定管理者として指定した

いので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 103 号 小城市小城体育センター等の指定管理者の指定についてでございますが、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間、一般財団法人小城市体育協会を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理とする施設につきましては、小城市小城体育センター、小城市三日月体育館、小城市牛津体育センター、小城市芦刈文化体育館、小城市牛津武道館、小城市三日月グラウンド、小城市牛津運動公園及び小城市芦刈運動公園の 8 つの施設でございます。

次に、議案第 104 号 小城市三日月保健福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間、シンコースポーツ九州株式会社を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 105 号 小城市牛津保健福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間、シンコースポーツ・大成有楽不動産共同企業体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 106 号 平成 27 年度小城市一般会計補正予算（第 5 号）は、前号の歳入歳出予算にそれぞれ 4 億 8,310 万 3 千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 212 億 6,810 万 2 千円といたすものでございます。

第 2 表 継続費補正は、市営漁港整備事業の総額及び年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費補正は、林道維持補修事業及び市営住宅建替事業につきまして、それぞれの事業が年度内に完了できない見込みでございまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越すものでございます。

第 4 表 債務負担行為補正は、生きがいデイサービスセンター指定管理料から小城体育センター等指定管理料までの 4 事項について期間と限度額を定めるものでございます。

第 5 表 地方債補正は、中学校施設整備事業の小城中学校分と牛津中学校分の 2 事業を追加し、道路新設改良事業から中学校施設整備事業までの 9 事業の借入限度額を変更するものでございます。

なお、本年 10 月から共済費の算定方法が標準報酬制

に変更されたことに伴い、職員等にかかる共済費の調整を今回の補正において計上いたしております。

それでは、補正の主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳出の第3款 民生費では、「介護給付費・訓練等給付費支給事業」による給付金などを計上しております。

第6款 農林水産業費では、農地の集約を促進する「農地中間管理事業」の協力金や、農地を維持する中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金などを計上しております。

第10款 教育費では、今年度制度が改正されました「子どものための教育給付事業」による給付金などを計上しております。

第12款 公債費では、地方債の繰上償還に要する費用を計上しております。

歳入では、これらの事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債のほか、市税、財産収入、使用料及び手数料、諸収入を計上しております。

また、財源調整として財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金を計上しております。

次に、議案第107号 平成27年度小城市下水道特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算から

それぞれ 194 万 4 千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 29 億 4,095 万 6 千円とするものです。

第 2 表 地方債補正は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の借入限度額を変更するものです。

補正の主な内容は、特定環境保全公共下水道事業（三日月処理区）、公共下水道事業（小城処理区）の追加及び農業集落排水事業（砥川処理区）の減額を計上しています。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。